

刑事裁判における証明基準の研究（五）

—「合理的な疑い」の機能的検討—

中川孝博

はじめに

第一章 日本における事実認定審査の現状

第一節 検討の方法

第二節 最高裁有罪判決破棄・無罪判決維持事例

第三節 最高裁無罪判決破棄・有罪判決維持事例

第四節 控訴審の裁判例

第五節 一審で確定した無罪事例

第六節 日本の裁判例検討総括

第二章 ドイツにおける事実認定審査の現状

第一節 上告審による事実認定審査手続の概要

第二節 あとづけ可能性による事実認定審査

第三節 心証概念による事実認定審査

第四節 ドイツにおける事実認定審査システム総括

第三章 英米において「合理的な疑い」基準が果たしている機能

第一節 アメリカ陪審裁判における証明基準の定義をめぐる動向

一 「合理的な疑いを超えた証明」に関する説示のパターン

（以上五〇号）

(一) 説示の類型

(二) 説示の合憲性判断のアプローチ

二　「合理的な疑いを超えた証明」の説明

() moral certainty 6 歷史的意味

(II) moral certainty に代わる説明

二 「合理的な疑い」の説明

(一) 疑いの「程度」を示す表現

(二) 根拠の説明可能性

卷之三

合理的な疑い」と全員一致評決制

英米における証明基準総括

「合理的な疑い」基準をめぐる諸問題の検討

むすひにかえて

第三章 英米において「合理的な疑い」基準が果たしている機能

本章では、判決理由を書くことが要請されておらず、事実誤認による上訴という制度も存在しないアメリカを中心 に、英米において「合理的な疑いを超えた証明 (proof beyond reasonable doubt)」という証明基準がどのように解されているか、どのような機能を果たしているかを検討する。日本やドイツとは異なり、合理的な疑いを超えた証明は、

(以上本号)

事実審、第一審における証明基準として理解されており、それに尽きる。⁽¹⁾したがって、原判決に対する審査基準として用いる必要がないという意味において、証明基準を（間主観的という意味で）客観的概念として捉える前提に欠けているといえる。このような制度のもとで証明基準がどのように理解され、日本やドイツとどう異なるかを検討するのが本章の主たる課題である。

ところで、アメリカでは証拠評価につき判決理由に示すことが要請されていないため、判決理由を検討して証明基準の意義と機能を考察するという、本稿がこれまでとつてきた手法はとれない。しかし、だからといって証明基準がどのように機能しているかを検討するための素材がないというわけでは必ずしもない。アメリカの陪審裁判においては、陪審員が評議にはいる前に、裁判官が説示を行うが、その中に、被告人を有罪とするには合理的な疑いを超えた証明がなければならない旨の説明、およびその概念についての説明がなされるのが一般である。そして、その説明が適切なものであつたか、言い換れば憲法上要求される証明基準について陪審に誤解を与える可能性があつたかという点が上訴理由となり、数多くの事件で争われている。つまり、アメリカの上訴審では、当該事件における証明基準の具体的適用の是非が争われるのではなく、事実認定者が証明基準そのものを正しく理解したか否かが争われるのである（この点、前者の検討を後者の形式で行うドイツの「心証概念審査」とは異なる）。そこで、第一節では、この陪審に対する証明基準についての説示が争われた諸裁判例を検討したい。ある意味、実際の事件において証明基準の概念そのものが最も直接的に問題になつてゐるのはアメリカであるとも言えるのである。

第二節では、評決制に関する議論をとりあげる。これは、無罪と投票する少数派陪審員の位置づけの問題であり、全員一致制を合理的な疑いを超えた証明の制度的保障と捉えられるか否かが議論されている。このような議論が広く行われていること自体、英米の特徴ともいえるのであり、この議論を検討することによつて、英米における合理的な

疑いを超えた証明の意義がさらに明確になると思われる。

ところで、英米における合理的な疑いを超えた証明を検討するにあたり、注意すべき点がある。第一章でみたように、日本における証明基準は「合理的な疑いを超えた証明」という言葉で説明されているのが一般であり、この言葉が英米の合理的な疑いを超えた証明に由来するものである」とにも異論がないと思われる。しかし一方で、両者の意味は異なるという理解もされていくようである。すなわち、英米の合理的な疑いを超えた証明は、「道徳的確実性(moral certainty)」であり、その意味は「裁判官が、良心に従って、まちがいないと信じる」とされ、これは日本、ドイツにおける主観的確信論(有罪とするのに裁判官の確信が必要十分条件であるという理解)⁽²⁾に近いものであり、日本における「客観的な疑いとしての合理的な疑いを超えた証明」とは異なるものだという理解である。⁽³⁾

しかし、合理的な疑いを超えた証明についての説示内容は、moral certaintyという説明に限らず、その他、多種多様な言葉が用いられている。さらに、moral certaintyという言葉も歴史的かつ専門的用語であるから、一定の検討が必要であろう。したがって、英米の合理的な疑いを超えた証明 proof beyond reasonable doubt は日本やドイツにおける主観的確信論と同一／類似の概念であると即断する」ことはできない。以上の点に留意しつつ、検討を進めたい。

- (1) 証拠の十分性審査などで用いられる基準は、「合理的な陪審であれば合理的な疑いを抱きうるか」であり、合理的な疑いを超えた証明とは異なる。
- (2) 平野龍一『刑事訴訟法』一八九頁。

(3)

例えば、野間禮一は上述平野の定義を「主觀と客觀の混同がある」と評している（野間禮一「犯罪の証明」判例タイムズ八八八号八頁）。また、高田昭正は moral certainty を「内心に恥じないで確實だといえること」と訳し、後述のショーパー事の説示について次のように批評している。「()のショーパー裁判官の説示において述べられた『合理的疑い』とは、公判廷に顕出されたすべての証拠・・・を総合評価した結果形成された心証の程度そのものを意味するものといえた。自らのモラル（内心の道徳）に鑑みてやましさや恥じるところがない有罪の確信を抱いたこと、そのこと自体を『合理的疑い』を越える証明があつたという確信』と表現するわけである。そのような有罪の確信に到達しなかつたことが、『合理的疑い』を抱いた』と表現された。それゆえ、『合理的疑いがあつたかどうかわからない』という場合なし状況というものは考えられていない。『合理的疑い』はあるかないか、どちらかなのであつた』。「しかし、『合理的疑い』あるいは『合理的疑い』を越える証明』の意味がこのようなもの——個々人の内心の道徳というきわめて個別的、主觀的なものに関わる証明——であるならば、合理的疑いの存否を客観的・論理的に分析することや、合理的疑いを析出するための一般的基準というものを定立することはきわめて難しいといわなければならぬ。すなわち、『合理的疑い』を越える証明による確信』は、それが個人のモラル（内心の道徳）に関わるものであるために、結局、事案ごとに内容を異にする個別性というものをもたざるを得ず、恣意的なものに墮す危険さえあるのではないかと思われた』（高田昭正「情況証拠と合理的疑いを越える証明——アメリカ法を中心として——」法学雑誌四〇巻四号二五四、二六〇頁以下）。このように、証明基準を主觀的な表現で示すことは、日本において批判的のみられる傾向が強い。

第一節 アメリカ陪審裁判における証明基準の定義をめぐる動向

—「合理的な疑いを超えた証明」に関する説示のパターン—

(一) 説示の類型

従来、合理的な疑いを超えた証明の定義に関する説示について、アメリカにおいて模範とされてきたのは、Webster事件判決⁽¹⁾におけるショーニー判事の説示だとされている。次のようなものである。

・・・合理的、適切に評価して（それ以上は必要ありません）、情況証拠がその他の仮説全てもmoral certaintyの程度まで排除することが必要なのです。・・・謀殺事件であれば、自殺ではないか、他の者が殺害したのではないか、という仮説を排除しなければなりません。このことが、合理的な疑いを超えて証明されなければならないのです。

それでは、合理的な疑いとは何でしようか。この言葉はよく使われているもので、きわめてよく理解されていると思われますが、定義しにくいものです。それは、単にあり得る疑い（mere possible doubt）ではありません。なぜなら、人間の出来事に関すること、そして、moral evidenceに基づくことは全て、何らかのあり得る疑いや架空の疑い（imaginary doubt）を差し挟む余地が残されているからです。全ての証拠を全体的に比較し、考慮した後に、陪審員達の頭の中を、告発が真実であるということをmoral certaintyの程度に搖るぎなく確信したと感じる」とができないという状態にしておくような事件の性質を指すのです。立証責任は訴追側にあります。証拠から独立した、法が許容する推定は全て、無実の者に対し有利なものです。そして、全ての者は、有罪と証明されるまでは無実だと推定されます。そのような立証によつても合理的な疑いが残る場合には、被告人は無罪という形によってその利益を得る権利をもつてゐるのです。というのも告発されている事実のほうが、その逆よりも真実のようだという蓋然性を証明するだけでは不十分だからであり、たとえそれが確率理論から生じる強力なものであつたとしてもそうなのです。しかし、証拠は事実が真実であるという」とをreasonable certainty、そして moral certaintyまで証明しなければならないのです。つまり、誠実に理性に基づいて行動しなければならない者の悟性を納得させ、指示示

し、理性と判断を満足させぬようなcertaintyがどうこういひです。これを私達は合理的な疑いを超えた証明と捉えなければなりません。なぜなら、ほんのりをmoral natureの考慮に拠つていてる法がこれ以上のものを要求し、absolute certaintyを要請する」とになれば、情況証拠は完全に排除されなくなってしまうからです。⁽²⁾

この説示の内容は、以下の四点に分けられる。すなわち、①合理的な疑いを超えた証明とは何か、②合理的な疑いを超えた証明ではない証明とは何か、③合理的な疑いとは何か、④合理的な疑いではない疑いとは何かである。①についてはmoral certaintyという言葉で表現し、②についてはabsolute certaintyとし、③は①の言い替えになつており、④はmere possible doubtとか、imaginary doubtと説明されている。アメリカにおける「合理的な疑いを超えた証明」についての説示の大半は、この説示と同様、上の四点を組み合わせて説明するものになつてゐる。

（II）説示の合憲性判断のアプローチ

「合理的な疑いを超えた証明」に関する説示内容の当否が上訴審で争われる場合、証明基準を本来の合理的な疑いを超えた証明よりも低いものと陪審に誤解させる危険のある言葉が含まれているからといって、直ちに破棄されるわけではない。当該説示全体を総合的に評価し、危険な言葉を補うものがなければ破棄される」とになる。連邦最高裁では、Holland事件判決⁽³⁾において「全体として、当該説示は適切に合理的疑いの觀念を陪審に伝えたと本裁判所は考える」と示され、近時の判決では、「当該陪審が実際に当該説示を憲法に違反する解釈をとつたという合理的可能性があつたか」という判断基準を立ててゐる。

ところで、「合理的な疑いを超えた証明」という言葉を説示に含ませる」とは必要だということについては一致がみられるが、あるいはこの言葉を定義すべきかどうかについてはそもそも判断が分かれている。⁽⁶⁾連邦最高裁はこの点について明確な判断をしていない。Victor事件判決⁽⁷⁾においては、「合理的な疑い」を事実審裁判官は定義しなければな

らないかについて連邦憲法は言及していないとされた。ただし、別の判決において『合理的な疑い』という言葉を定義しようとする試みによって、いつも陪審の頭の中がよりすつきりするとは限らない⁽⁸⁾と、定義をしないのが望ましいかのような表現がされている。その理由は、大別して二点挙げられよう。すなわち、合理的な疑いとは自明の概念であるというものと、説明を重ねてもより陪審を混乱させるだけだ⁽⁹⁾というものである。しかし、「合理的な疑い」という言葉は、現在のアメリカ市民にとって日常生活において使用される言葉ではなく、法律用語であることは疑いない⁽¹⁰⁾。この点につき、解釈は陪審に委ねられるべきだという主張もある。⁽¹¹⁾しかし、この見解は、個別具体的な事件において合理的な疑いの適用をどうするかという問題に対しても通用するものであろう。合理的な疑いの一般的な意味を理解していない場合に、その意味を陪審に委ねるとすることは、合理的な疑いという言葉自身の意味を失わせるものであろう。

このような主張がなされるのも、結局は第一点めの問題があるためである。合理的な疑いという概念を説明する」と自体の困難さと、それを説明したときに陪審員が正しく理解しない危険という二つの問題が備わっているために、同じフレーズについても、裁判所により判断が大きく異なる場合がある。いざれにせよ、問題のあるとみられる説示について上訴審（州最高裁判所、連邦高等裁判所、連邦最高裁判所）は判断を拒否することはない⁽¹²⁾のであるが、様々な事例を検討する際に、当該判断が、「合理的な疑い」概念それ自身を問題にしているのか、その説明を聞いた陪審の理解を問題にしているかに注意を払わなければならぬ。

二 「合理的な疑いを超えた証明」の説明

（一）moral certaintyの歴史的意味

合理的な疑いを超えた証明という概念について、その歴史的起源を探ろうとする試みがいくつか行われてゐる。⁽¹⁴⁾これらの研究によると、moral certaintyとは、一七世紀頃の宗教学、認識論において発展してきた概念であり、それを

刑事裁判における証明基準としてそのまま導入したものだという。

これらの研究によれば、一七世紀において、確実性は、physical certainty、mathematical certainty、moral certaintyの三種類に区分されていたという。確実性というのは、「疑う合理的な原因を一切認めない明瞭、明確な証拠から生じぬ同意」と定義される。physical certaintyとは、直接知覚されるもののことで、最高度の確実性である。mathematical certaintyとは、数学的ないふや、直ちに理解できる性質をもつ單純で抽象的なものに關わることである。どんなに偏見に満ちた者でも、全体は部分よりも大きいとか、三十三＝六であるなどとを疑うことはできない。そのような確実性を指す。moral certaintyとは、判断者が直接知覚せず、証言等の媒体から得られるようなもので、そのような事が必ず起らぬふうつけとは言えないが、偏見無く判断する者ならば誰でもそれが起つてゐる事に合意するような性質のものである。

用語法や、moral certaintyを真知のほうに区分するか、蓋然性の最高度のものと位置づけるかについては論者によつて異なるが、認識客体の性質から生ずる、人間の知覚方法の違いに基づく区別の問題として観念されていることは間違いない。⁽¹⁵⁾

刑事裁判におけるmoral certaintyという概念は、い)のような一七世紀の認識論の概念をそのまま受け入れたものであり、もともと法律的特殊概念ではない。すなわち、moralふうの言葉は、道徳や良心という意味ではなく、「一定命題につき、判断者が直接に知覚できず、他の媒介物（証言等）を通して知覚しなければならない場合における」という意味に解さなければならない。すなわちmoral certaintyとは、判断者自ら直接知覚するのではない、「間接的な証拠

(moral evidence)」に依拠した場合における確実性を指す。「間違いのないと考える」というのは個人の心証のみを指すのではなく、心証を抱くことになった対象である証拠の性質とも関係していると捉えなければならない。確信とはそのような判断に付随する筈の心的状態ともいえる。

(11) moral certainty という言葉が現代の陪審に与える影響

以上のような意味を有する言葉として使用されていた moral certainty であるが、近年、この言葉は、陪審を誤らせる可能性が高いという批判が強まってきていく。

判例においても、moral certainty という言葉に対し批判的態度を示すものが多い。連邦高裁においては、一九七〇年代以降、批判する判決がみられる。例えば近時の Indorato 事件判決⁽¹⁷⁾において、連邦高裁第一巡回区は次のように述べている。

morally certain と reasonably certain という言葉を同じ意味のものとして用いることに対する疑義が生じる。「合理的な疑いを超えた証明」を説明するのに moral certainty という言葉を使用することを本裁判所は禁じたことはないが、この言葉に対する不安と疑念は示してきたし、「moral certainty という言葉は、事実に基づく確実性ではなく、感情、すなわち良心に恥じない確信に基づくものを意味すると解釈されうる」という批判の対象になつてゐることも指摘してきた。moral certainty という言葉や、それに類する言葉を使用しないで説示することを望むものである。

連邦最高裁はどうか。連邦最高裁が説示の内容について判断した事例は少ないが、これまでのところ唯一 moral certainty という言葉を使用した説示を違憲とした判例として、一九九〇年の Cage 事件判決⁽¹⁸⁾がある。本件一審における説示は次のようなものであった（傍点の部分が争われた）。

(合理的な疑いとは) 現実的な、明白な、実体のある基盤のうえに成り立つてゐるもので、単なる気まぐれや憶

測によるものではありません。それは、重大な不安の念を引き起すような疑い (such doubt as would give rise to grave uncertainty) で、証拠の不満足な性質、あるいは証拠の欠如という理由から、あなたたちの頭にもたらされるものでなければなりません。合理的な疑いというものは、単なる可能な疑いではありません。現実的で十分な疑い (actual substantial doubt) のです。合理的な人間が深刻に受け入れるような疑いなのです。要請されているのは、絶対的、あるいは数学的確実性ではなく、モラル・サートゥルテイ (moral certainty) のです。⁽²²⁾

この説示に対し、連邦最高裁は、『十分な』という言葉と『重大な』という言葉を普通に理解すれば、それによつて、合理的な疑い基準により無罪のために要請されているものよりも高度の疑いが示唆されることは明白である。次いで、これらの言葉が証拠による確実性ではなく moral certainty という言葉が使用されていることと併せて考慮すれば、デュー・プロセス条項によつて要請されてくるものよりも低い証明基準によつて有罪と認定するのを許容するものと合理的な陪審が解釈し得ることは明らかである⁽²³⁾ と述べた。これらの判決は、moral certainty が、現代においては、単に主観的な状態をあらわすものとして解釈される可能性が高く、陪審が証拠を十分に検討する」とが妨げられる危険が生じうることを指摘している。これは、日本における「道徳的確実性」という概念に対する批判と同一のものと解され、アメリカにおける言葉の意味が変遷してしまつたことを意識させる。

しかし、連邦最高裁は、moral certainty という言葉が使用されれば、必ず違憲と判断するわけではない。このことを明らかにしたのが一九九四年の Victor 事件判決である。⁽²⁴⁾

本判決は、Victor 事件と Sandoval 事件があわせて審理されている。Sandoval 事件においては、事実審裁判官は、カリフォルニア州法が定めている内容通りの説示を行つていて、前述のようにこの説示はショー判事の説示を下地としたものであり、この伝統的な説示が一〇〇年を経て合憲性の判断にそのままになったといえる。判決は、「言葉の意味は時を経て変わついく」とある。(ショー判事の説示がなされた) 一八五〇年に広く理解されていた用

語が、現代の陪審員にとっては理解不能であつたり混乱させるものであつたりすることはあり得る⁽²⁶⁾」としながらも、次のように判示して、破棄しなかつた。

moral certainty という言葉それ自体は多義的であるとしても、説示の他の部分によりその内容が確定されている。陪審員達は、「告発が眞実でない」とを、moral certainty の程度にまで、揺るぎないとのない確信を抱かねばなりません」と伝えられた。・・・裁判官は人間の出来事に関する事は moral evidence によって證明されると伝えており、当該説示のこの部分の moral の意味と同じものを指していると捉えれば、moral certainty とは、人間の行動に関する確實性という意味にしか解釈できないであろう⁽²⁷⁾。

一方、Victor 事件における説示は次のようなものであった（傍点部分が争われた）。

「合理的な疑い」とは、合理的で分別のある人 (reasonable and prudent person) に、人生におけるかなり重大・重要な取引において、提示された事實を眞実として、それに依拠して行動する前に、歩みを止めさせ、躊躇させるような疑いのことです。あなた達が、全ての証拠を十分に、公正に、そして偏り無く考慮した後に、被告人の有罪をモラル・サートゥンティ (moral certainty) の程度まで揺るぎ無い確信を抱かせる」とを許さないような疑いを指すのです。・・・当該事件について高度の蓋然性 (strong probabilities of the case) があれば、あなた達は有罪としてよいのですが、そのような蓋然性は、被告人の有罪について合理的な疑い 全てを排除するに十分な高度なものでなければなりません。合理的な疑いといふものは、証拠、事實、あるいは証拠より示される事情から、あるいは、一定事情の一定部分について証拠が無い⁽²⁸⁾といふことから生じる、現実的かつ十分な疑い (actual and substantial doubt) なのであり、單なる可能性、單なる想像、気まぐれな憶測から生じるものとは異なります。

この説示における moral certainty につき、連邦最高裁は、理由を三点挙げて、陪審が誤解した可能性はないと判断した。第一に、「被告人の有罪を・・・揺るぎ無い確信を抱かせる」という言葉が、moral certainty という語が誤解される危険を抑えている⁽²⁹⁾こと、第二に、Hopt 事件において合憲とされた「合理的な人間が行動するのを躊躇する」とい

う言葉の言い替えとなつてゐる」と、第三に、「Cage事件とは異なり、証拠を全て十分に、公正に、偏見無く評価しなければならない」という説明があることである。⁽³¹⁾

両事件とも破棄される」とはなかつたが、moral certainty という言葉それ自体は、現代の陪審員に誤解を与える危険を有していることは認められたと評価できるだらう。

（III）moral certaintyに代わる説明

以上のように、近年に至りて moral certainty という言葉自体のもの危険性は広く認識されているといふべきであるが、それにかわる適切な表現がないといふのが実情のようである。例えば模範説示集が規定する「堅く信じさせる（firmly convinced）」に対しては、moral certainty と同様の批判があり、また、これは「合理的な疑いを超えた証明」よりも低い証明基準である「明白かつ説得的な（clear and convincing）」と同義とされる危険があるようと思われる。⁽³²⁾

また、証明の程度をパーセンテージで表現し、「合理的な疑いを超えた証明」は九五パーセントだと定義する試みもあるが、これについても、統計的蓋然性概念を説示において使用するのは陪審に誤解を与える可能性があるとして批判できよう。⁽³³⁾

以上のように、「合理的な疑いを超えた証明とは何か」に関する説明は、最終的な心証の状態を示すものである。「合理的な疑いを超えた証明でないものは何か」を示す言葉、すなわち「絶対的確実性」や「数学的確実性」についてはほぼ異論がない。問題は積極的定義である。moral certainty にかわる定義が模索されている、あるいは他の言葉で補うことでからうじて説示が成り立つているというのが現状である。

III 「合理的な疑い」の説明

裁判例上もつとも争われているのは、「合理的な疑いとは何か」の説明であろう。「合理的な疑いを超えた証明とは何か」を説明する目的は、主として、刑事裁判においては絶対的確実性を要求できないという点、および、経験的には確実といえるところまで証明しなければならないという点を示すことにあつた。そのこと自体の意義が重要であることは間違いないが、実際の評議の場において具体的に問題となるのは、当事者から提示された疑いや各陪審員が提示した疑いが「合理的な疑い」か否かになると思われる。

「合理的な疑い」の説明として、様々な言葉が用いられているが、大別すれば、①疑いの「程度」を量的に示そうとするもの、②説明できるか否かという基準を示すもの、③比喩的表現で示そうとするもの、の三種類がある。このうち最後のものは、比喩を用いることにより陪審員が誤解する危険があるかが問題になり、「合理的な疑い」の概念 자체をめぐるものではないので、このでは、前の一つのものについて検討したい。

(一) 疑いの「程度」を示す表現

よく争われる言葉に、「十分な疑い (substantial doubt)」というものがある。この言葉は、前述のように Cage 事件判決において、連邦最高裁により批判された。この事件以前にも、Taylor 事件判決において、この言葉の持つ危険性が示唆されている。⁽³⁷⁾

連邦高裁においても、説示全体を総合評価して陪審に誤解を与える可能性はなかつたとされる」とがほとんどであるが、一貫してこの言葉それ自体は危険とされている。⁽³⁸⁾

連邦高等裁判所第七巡回区では、「合理的な疑い」における疑いの「程度」を説明する説示に対し、「当該説示がこの substantial doubt と同様の効果を持つか」という判断基準を用いている。例えば、「公正な疑い (fair doubt)」という言葉が問題になつた Hall 事件判決においては、次のように述べられている。

（一定の場合に本裁判所が合理的な疑いを substantial doubt と説明した説示について破棄してきたことを踏まえ）
本件で決定しなければならないのは、合理的な疑いを「公正な疑い」と同義とすることが、合理的な疑いを substantial doubt と同義とする」とと類似のものであるかどうかである。そうとはいえない。本説示の文脈からは、公正な疑いというのは、公正さの適用を示す中立的なものである。しかしながら、十分な疑いというのは量的表現であり、合理的な疑いの程度を高めるものである。「公正な疑い」という言葉は、役にたたないものではあるけれども、合理的な疑い基準を侵害するものではない。⁽⁴⁹⁾

その他、「現実的 possibility (real possibility)」という言葉に関する判例を一件だけ挙げる。Porter 事件判決において連邦高等裁判所第四巡回区は次のように述べた。

原審は、「可能性」と「現実的 possibility」の相違を説明していない。また、無実の「現実的 possibility」を示す責任を被告人は持っていないということを陪審に伝えていない。無罪を正当化するためには無実の現実的 possibility が証拠により示されなければならないと暗示することは、被告人は無罪と推定されるという原則を侵害するものである。⁽⁵⁰⁾
本判決は、説示を全体としてみれば、陪審に誤解を与えたとは評価できないとして、控訴棄却したが、「現実的 possibility」という言葉それ 자체の危険性、すなわち犯人でないという無実の現実的 possibility が必要であると解釈される危険性があることは認めている。

以上のように、疑いの程度を量的に示すことに対する警戒はアメリカにおいて強いということができよう。

（II）根拠の説明可能性

疑いの「程度」を示すのではなく、説明可能性と指摘する説示は、抽象的かつどうしても高度の疑いという印象を与えてしまいかちな前者と比較して、具体的に評議における基準となり得るものであり、注目される。
ところで、日本においても、「説明できる疑い」と定義されることがある。日本において理由が必要と考えられる

根拠は、「証拠は十分であるが、なんとなく確信が持てないから無罪」という判断を排除するためのようである（第四章参照）。しかし、「説明できる疑い」という説示をめぐるアメリカの裁判例には、これとは別の問題意識があるようである。

すなわち、このような説示に対する批判として、「『理由のある疑い』という用語を聞いた陪審員は、検察側証拠に対する漠然とした不安や懷疑は、有罪に票を投じるのに対抗する有効な基盤とならないと考えるかも知れない」との指摘がある。実際、これと同趣旨の判例も存在する。例えば Sauer 事件判決においてミネソタ州最高裁は、次のように述べている。

（理由を説明できる疑いという定義は）他の諸定義と同様、それ自体定義を要するものである。この定義に対する最も重大な問題は、陪審員が言葉によつて理由を表現できる疑いを意味すると解される危険があるという点である。⁽⁴³⁾陪審員は、全ての証拠を比較検討した後、被告人の有罪について合理的な疑いがあると感じたが、その理由を説明するのが困難であるという場合は考えられよう。自身の感情を最も正しく判断するのはその人自身である。⁽⁴⁴⁾

これらの考え方が想定する前提是、日本やドイツの理論が想定する、「証明は十分だが確信できない」というものとは全く異なるものである。「理由のある疑い」との関連で想定される事態は「証明は十分でないと判断するが、その理由を言語で表現できない」か、「証明は十分でなく、その理由も説明できる」か、いずれかしかない。評議の具体的場面を考慮するならば、この設定の方が実践的であるように思われる。

一般的には、アメリカにおいて、「理由のある疑い」という説示は有効と古くから認められているようである。例として、一八八五年の Guidici 事件ニューヨーク高等裁判所判決を挙げる。本件一審における説示は次のようなものであった。

（合理的な疑いとは）この者は有罪ではないかもしけないという単なる推測、推量ではありません。合理的な人間が、証拠を公正に見直し、検討した後に抱くような疑い、すなわち、証拠上何らかの適當な説明ができる疑いなのです。

これに対し本判決は次のように判断した。

（「証拠上何らかの適當な説明ができる疑い」という文は）文章全体の中でみなければならないが、そうしてみると、これは、單なる漠然とした疑いや、想像上の疑いと区別しているだけのように思われる。陪審は、推論を明確にし、述べるよう求められないが、實際は、全ての事情を検討し、そこから推論を引き出し、眞実被告人が無実でないかどうか調べなければならない。そして、説明が欠如していたり、証言が完全でなかつたり、重要な事実が証明されていなかつたりした場合には、証拠から生じた合理的な疑いが残されたということになり、被告人にその利益を与えるなければならないのである。⁽⁴⁷⁾

この判決では、「説明できる疑い」の意義は、「合理的な疑い」は「証拠を検討した結果生じる疑い」であることを明確にする点にあると考えられているようである。すなわち、この言葉は、証拠を検討することを要請するものであり、証拠を検討した結果生じた最終評決段階における疑いの質を問うものではない。しかし、説示の際の定義をめぐる問題には、前述のように、当該言葉によって陪審がどのような影響を受けるかという観点が含まれるのであり、この言葉に対する前述の批判も、この「説明できる疑い」という言葉 자체が陪審員に与える印象を問題にしている。そして、Guidici事件判決が指摘する意義があること自体を否定するものではないと解すべきであろう。対立は、「説明できる疑い」概念それ自体ではなく、この言葉が陪審に与える印象にある。検察側証拠に対する不安は、証拠を検討した結果生じたものであれば、それが「合理的な疑い」になりうる。このこと自体には異論がないのである。

近時の裁判例でも、この点を明確に論じたものがある。Antommarchi事件における一審の説示は次のようなもので

あつた。

合理的な疑いとは、理由のある疑いのことです。陪審室で理由を説明するよう求められたならば、その陪審員が理由を説明できるような疑いを指すのです。これは、当該事件における証拠、あるいは証拠の欠如に基づく疑いでなくてはなりません。

あなた達は宣誓した筈です。合理的な疑い、繰り返すならば証拠や証拠の欠如に基づき、関連点や重要な要素について合理的な疑いをあなたが有した場合、そして、あなたの同僚のうち一人あるいはそれ以上の人人がそれについてあなたに尋ねた場合には、あなたは、当該事件における証拠や証拠の欠如に基づいて、あなたの立場につき、公正に、冷静な説明を進んで与えることができるということです。

この説示につき、ニューヨーク高等裁判所は、著名なアレン説示と類似の表現であるとして、アレン説示と対比させることによって次のように判断した。

被告人は、陪審員の疑いの根拠について明瞭に説明できなければ「合理的」でないとする点、および、証明責任を被告人に移した点において、この説示は被告人の公正な裁判を受ける権利を奪つたと主張する。本裁判所は、本件説示は、この非難を免れているけれども、アレン説示の当該部分についてはそうではないと結論した。相違は、前者は基本的に、陪審員が合理的な疑いを自分は有していると結論するために必要な、考えの明確さと筋が通っていることの程度を定義しているのに対し、後者は、合理的な疑いの根拠を特に明確にする積極的義務を当該陪審員に課したものであるという点にある。

合理的な疑いとは、正確な定義が不可能なあいまいな概念である。もちろん、事実審裁判官は、一般的な言葉を用いて、陪審に、重要ではあるが僅かな差である、合理的な疑いと憶測や気まぐれに基づく疑いの違いについて説明しなければならない。それにもかかわらず、この違いは決定的である。なぜなら、陪審制度の本質は、多数の知性が公判に提出された証拠を評価し、評決に至るために力を發揮する場である評議過程にあるからである。気まぐれや直感に基づく決定は、知的な努力を含まず、その根拠は、同僚の陪審員達に表明することも、検討されること

もできない。そして、もし制度が意図どおりに働くべきであるならば、陪審員達は、証拠について理性的な議論をしなければならないのである。よつて、合理的な疑いとは理由を示すことのできるものであると説示し、自身の見方について理由を示すことができるに十分な明確さを有していなければならないという説明を付加しても、驚くにはあたらないし、また不当でもない。実際、どの陪審員も自身の票の理由を示すことができないならば、証拠を検討する際には、他の陪審員の言うことに耳を傾け、意見を慎重に検討し、みんなで論じなさいという全く適切な説示に陪審員達はどうに従うことができるのか、想像もできない。

しかしながら、アレン説示で用いられた言葉は、各陪審員に「公正で冷静な、自身の立場について説明する」義務を負わせた点において、許容範囲を越えている。合理的な疑いを超えて証明する責任は常に検察側にあることは明らかである。無罪にする「証拠に基づいた」具体的理由をさらに補充することを陪審員に要請する説示は、暗に、被告人に、陪審員の無罪票を正当化する論拠をさらに補充する負担を負わせるものである。

以上のように、アメリカにおける「理由のある疑い」という説示それ自体の意義は、証拠を検討せよという要請であり、評議を行えという要請にある。「疑いを具体的に説得的に言語で表現せよ」という意味は入っていないし、まさにそのような印象を与える危険性があるということで、この言葉を説示に用いることに対し批判があるのである。

最後に、評議のあり方という観点から「理由のある疑い」という説示を破棄した判例を挙げる。例として、アイオワ州最高裁判所の Cohen 事件判決⁽⁵⁰⁾をみてみよう。本件一審における説示は次のようなものであった。

ここに説明するように、「合理的な疑い」とは、合理的な人間が、当該事件における全ての証拠を注意深く検討した後に、被告人の有罪について抱く疑いを意味しています。法的な意味において、合理的な疑いとは、その基盤について何らかの根拠があるものを指します。単なる気まぐれや根拠のない憶測から生じた疑いのことではありません。合理的な疑いといふものは、陪審が理由を説明できるような疑いのことなのです。

これに対し、アイオワ州最高裁は次のように判示した。

最後のセンテンスについては異議を唱えなければならない。理由を説明できるかどうか決めるのは誰であろうか。そして、どのような理由ならばよいのだろうか。誰に説明されねばならないのだろうか。一人の陪審員が、自分は被告人が有罪だとは思わないと言宣言したとしよう。この説示のもとでは、他の者は、彼がそう考えた理由を要求することになる。実際、各陪審員は、順番に、同僚から、無罪とする理由を説明するよう強制されることになる。しかしこのような方法は、有罪の理由を説明するという形でとられるべきものではないだろうか。それゆえ、あらゆる合理的な疑いを排除しなければならないのは州である筈なのに、有罪でない理由を与える責任が被告人に与えられることになる。さらに、陪審員は結論に至った理由を説明する義務はない。

「理由を説明できるような疑い」という説明を批判しながらも、「単なる気まぐれや憶測による疑い」という説明自体は問題にされていない。ここでも「理由を説明できるような疑い」の概念それ自身ではなく、評議のあり方と関わらせ、この言葉がどのように機能するかが問題とされている。

四 小括

以上のように、合理的な疑いの定義をめぐる議論には、二つの観点が入っている。一つは疑いの程度に関するものであり、一方で「単なるあり得る疑い」や「単なる憶測」を排しつつ、他方で疑いが高度なものになつて「無実の証明」に至らせないためにどうすればよいかという問題をめぐつたものである。対概念としての「合理的な疑いでない疑い」について、「あり得る疑い」や「憶測」などと定義するのはほぼ是認されているが、「疑い」という語に、その程度を示す形容詞をつけたりすることに対しては原則として問題とされているといえる。

もう一つは、評議を充実させるという観点である。「説明できる疑い」という言葉が場合によつては受け入れられ

るのも、適正な評議を行わせるための指針として捉えられているためである。評議をするためには証拠評価過程を言語によって提示しなければならない。その意味での「説明できる疑い」なのである。⁽⁵¹⁾同時に、無罪と考える陪審員が有罪と考える陪審員を説得する義務がないことも強調される。これらの点は、事実認定について上訴審が介入できないシステムにおける特徴といつてよいようと思われる。

以上から、上訴審の審査による適正な認定の担保を重視する日本やドイツに対し、一審の審理を充実させることによる適正な認定の担保を重視するアメリカとという図式を描くことができよう。重視するものの相違により、「合理的な疑い」が果たしている機能が異なってくる。日本やドイツにおいては、どのように判決理由に叙述するかという観点が重要になっている。上訴審が原判決を認めて初めて原判決の正当性が確認されるという制度のもとでは、上訴審が納得した疑いが合理的な疑いということにならざるをえない。判決が審査対象となるということは、無罪と考えた裁判官が説得しなければならないのは、評議を構成している他の裁判官だけでなく、いまだ未知であるところの上訴審裁判官も含まれているということである。事実審裁判官は、合理的な疑いがあるということを事実上説得的に言語によつて示さなければならない。これは、あらゆる有罪仮説を排斥しようとしたときできなければ無罪を放棄するという態度を生じさせる危険を有するのではないか。アメリカにおいては、まさにそのような危険を避けることが、「合理的な疑い」の定義をめぐる議論の焦点の一つとなっているのである。このような観点からみるならば、アメリカにおける考え方は、日本の事実認定の問題を考えるにあたり、多大な示唆を与えるもののように思われる。

(→) Commonwealth v. Webster, 59 Mass. (5 Cash) 295.

(c) Id. at 319. なお、カリフォルニア州では、現在でもこの説示がそのまま踏襲されている。カリフォルニア州刑法一〇九六条は次のように説示するよう規定している。「刑事訴追された被告人は、無罪でない」とが証明されるまで無罪と推定され、有罪が十分に (satisfactorily) 示されたかどうかについて合理的な疑いが存する場合は、被告人は無罪とされる。しかし、この推定の効果は、被告人が合理的な疑いを超えて有罪であることを証明する責任を州が負担するという」とのみである。合理的な疑いは、次のように定義される。「それは、単にあり得る疑い (mere possible doubt) ではありません。なぜなら、人間の出来事に関する「いふ、そし、」 moral evidence に基づくとは全じ、何らかのあり得る疑いや架空の疑い (imaginary doubt) を差し挟む余地が残されてゐるからです。全ての証拠を全体的に比較し、考慮した後に、陪審員達の頭の中を、告発が真実であるところ、それを moral certainty の程度に描ききなく確信したと感じることができないという状態にしておくような事件の性質を指すのです」。しかし一方で、近時、moral certainty という言葉は誤解を与えやすいといった主張が強くなっています。つまり、「の言葉を用いない事実審裁判官も増えてきているようである。O. J. シンプソン事件においても、イートン判事はこの言葉を省略している。むろん、「合理的な疑いを超えた証明」を説明する説示内容を法律に明示的に規定する州はそれほど多くはなく、たいていは事実審裁判官の裁量に委ねられている。

(3) Holland v United States, 348 U.S. 121 (1954).

(4) Id. at 140.

(5) Estelle v McGuire, 502 U.S. , 116 L Ed 2d, 385 (1991).

(6) See, Notes, *Reasonable Doubt: An Argument Against Definition*, 108 HARVARD L. REV. 1955 [hereinafter cited as Notes]; Comment, *Reasonable Doubt: To Define, or Not To Define*, 90 COLUMBIA L. REV. 1716.

(7) Victor v Nebraska, 511 U.S. , 127 L Ed 2d 583 (1994).

(8) See, Holland, 348 U.S. at 140.

(9) See, e.g., Williams v. State, 589 So. 2d 1278, 1280 (Miss. 1991).

(10) See, e.g., State v. Francis, 561 A. 2d 392, 396 (Vt. 1989).

(11)

東京で一九九七年八月三一日に放映されたCBSドキュメントでは、アリゾナ州における二つの実際の事件について陪審室の模様が放映されていた。その中で、ある陪審員は、「議論が煮詰まつて進行しない時に「合理的な疑い」とは何だろ？」と述べていた。また、当該事件の検察官は、インタビューにおいて、「合理的な疑いの意味なんて誰にもわかりませんよ」と答えていた。

(12)

See, Notes supra note 6.

(13)

事実審裁判官が、弁護人の要請があつても「合理的な疑いを超えた証明」を定義しなかつた場合に、それが破棄事由となるか否かについては争いがある。

(14)

Theodore Waldman, *Origins of the Legal Doctrine of Reasonable Doubt*, 20 JOURNAL OF THE HISTORY OF IDEAS 299; BARBARA J. SHAPIRO, BEYOND REASONABLE DOUBT AND PROBABLE CAUSE -- HISTORICAL PERSPECTIVES ON THE ANGLO-AMERICAN LAW OF EVIDENCE (1990).

(15) 例えばジョン・ロックは、確実性あるいは真知といふのには二種類あるとする。一つは直感的真知であり、二つの観念の一一致、不一致を直接にその観念自身で、他のどんな観念の介在もなしに直感的に知覚するものである。白は黒でないとか、円は三角形ではないといった例が挙げられている。むづ一には、論証的真知で、知性を通して知覚するものである。これら二つの概念は、それぞれ本文中の physical certainty と mathematical certainty に相当するといえる。

これに対し、moral certainty に相当するものは、ロックにおいては真知の中には含まれず、蓋然性の範疇に属せしめられている。そして、最高度の蓋然性とは、「知る」とできる限り、あらゆる時代のあらゆる人々の一般的賛同が、似よりの場合のある人間のいつも決まった、失敗のけつしてない、経験と協同して、公明な証人達の認証する個々のある事実の審理を確証する」ようなものを指し、こうした蓋然性は、「絶対確実性にきわめて近いので、もつとも明白な論証と同じように絶対的に私達の思すいを支配するもので、」こうした蓋然性と絶対確実な真知とを私達はほとんど、あるいはまったく、区別しない。「」いう根拠の私達の信念は確信にまで高まるのである」と述べている（ジョン・ロック（高槻春彦訳）「人間知性論（四）一二五二頁以下）。

(16) 例えば模範刑事陪審説示集は次のように規定して、moral certainty という語を使用していない。「合理的な疑いを超えた証明とは、被告人が有罪であることをあなた達に堅く確信させる（firmly convinced）証明のことをいいます。この世界に

せ、absolute certainty ももへて私達が知るものはせんじ、刑事件において、法はあるゆる可能な疑いを克服する」とを要請していません。あなた達が証拠について考察し、それに基づいて、告発されている犯罪について被告人は有罪だと堅く確信するのであれば、あなた達は被告人を有罪としなければなりません。反対に、被告人が有罪でないところ現実的 possibility (real possibility) があると考えるのであれば、あなた達は被告人にその疑いがもたらす利益を与えないればならぬ、すなわち無罪としなければなりません。See, FEDERAL JUDICIAL CENTER, PATTERN CRIMINAL JURY INSTRUCTIONS, 17-18 (1988).

(17) やれ以前に一九六五年の連邦高裁判決 (United States v. Byrd, 352 F.2d 570, 575 (2nd Cir. 1965)) があるが、いれは “It is doubt to a moral certainty.” へと独特の言い回しが問題になつた事例であり、moral certainty へと抽象的體の意味が争われたものやせん。

(18) See, e.g., Dunn v. Perrin, 570 F.2d 21 (1st Cir. 1978); United States v. McDonald, 455 F.2d 1259 (1st Cir. 1972).

(19) United States v. Indorato, 628 F.2d 711 (1st Cir. 1980).

(20) Id. at 720.

(21) Cage v Louisiana, 498 U.S. 39, 112 L Ed 2d 339 (1990).

(22) Id. at 39.

(23) Cage, 498 U.S. at 41.

(24) Victor v Nebraska, 511 U.S. -, 127 L Ed 2d 583 (1994).

(25) 本節注 (2) 参照。

(26) Victor, 127 L Ed 2d at 595.

(27) Id. at 596.

(28) Id. at 598.

(29) See, United States v. Smaldone, 485 F.2d 1333 (10th Cir. 1973).

(30) Hopt v. Utah, 120 U.S. 430 (1887).

- (31) Victor, 127 L Ed 2d at 599-600.
- (32) See, Notes supra note 6, at 1969.
- (33) Id.
- (34) 例えば、「十分な疑い」(substantial doubt)、「現実的疑い」(real doubt (possibility))、「重大な疑い」(grave doubt)」⁶²⁾。
- (35) 「理由のある疑い」(doubt based on reason)」⁶³⁾。
- (36) 「合理的な人間が、自身の最も重要な決断をする際に、行動するにいためにわせらるような疑い (the kind of doubt that would make reasonable person hesitate to act in the most important of his own affairs)」⁶⁴⁾と表現がよく用いられる。
- (37) See, Taylor v Kentucky, 436 U.S. 478, 488 (1978). 本件では、無罪推定原則に関する説示が無かつたことが問題とされ、州側は、合理的な疑いを超えた証明の説示は行われてこなかる無罪推定原則の説示は必要ないと主張した。これに対し連邦最高裁は、たゞえ証明基準の説示があつたとしても、特別な意義を持つ無罪推定原則の説示は必要とし、加えて、本件説示における reasonable doubt の説明は「十分な疑い」、「現実的疑い」という言葉を用いていたが、この言葉は從来から混乱を招くものとして批判されてこねと指摘している。
- 一方、同じく substantial doubt という語につき争われた Victor 事件判決においては、総合評価の結果、陪審が誤った可能性はない」と判断された。すなわち、substantial という言葉には、「想像上のものではない」という意味と、かなり具体的なという意味があり、後者の意味に解釈されねば、あれば違憲となる可能性がある」とし、当該説示は、「reasonable doubt は、……單なる可能性、單なる想像、架空の憶測によつて生ずる疑いとは區別されます」と述べてゐる⁶⁵⁾から、前者の意味にしか解されなかつたであらうとする。See, Victor, 127 L Ed 2d at 599.
- (38) See, e.g., United States v. Muckenstrum, 515 F.2d 568, 571 (5th Cir. 1975); United States v. Christy, 444 F.2d 448, 450 (6th Cir. 1971); United States v. McDonald, 455 F.2d 1259, 1263 (1st Cir. 1972); United States v. Gratton, 525 F.2d 1161 (7th Cir.)⁶⁶⁾また、Wright 事件において連邦最高裁第七巡回区は、「今後合理的な疑いを substantial doubt と定義する事実審裁判官は、それが破棄されねばならぬを予期してゐる述べてこね。⁶⁷⁾ See, United States v. Wright, 542 F.2d 975, 988 (7th Cir.).

- (39) United States v. Hall, 854 F.2d 1036 (7th Cir. 1988).
- (40) Id. at 1039.
- (41) United States v. Porter, 821 F.2d 968 (4th Cir. 1987).
- (42) Id. at 973.
- (43) Jon Newman, *Beyond Reasonable Doubt*, 68 NEW YORK UNIVERSITY L. REV. 979, 983.
- (44) State v. Sauer, 38 N.W. 355 (Minn. 1888).
- (45) Id. at 355-356.
- (46) People v. Guidici, 3 N.E. 493 (N.Y. 1885).
- (47) Id. at 495.
- (48) People v. Antonimarchi, 604 N.E. 2d 95, (1992).
- (49) Allen v. United States, 164 U.S. 492, 501-502 (1896). ノのアレン説示は、評議の前に行われたものではなく、評決がまとまらない中で、無罪に投じた陪審員に対し、やむに明確な説明を行うよう要求するものであった。次のようなものである。「大半の事件では、絶対的確実性は期待できません。評決は陪審員全ての評決でなければならず、単に同僚の結論に従うというのではありませんが、提示された疑問や他の人の意見の違いについて、率直に、適切に考慮して検討しなければなりません。事件を決定するのはあなた達の義務であり、誠実にこれを行わなければなりません。めいめいの議論に、納得する心構えを持つつつ、耳をかたむけねばなりません。もしほんどの者が有罪としているのであれば、反対している陪審員は、自分と同様誠実で知性のあるからも多くの人々に対して何の印象も抱かせることができない自分の疑いが、はたして合理的なものか考えなければなりません。一方、大半が無罪としている場合には、少数派は、多数派が同意しない判断の正しさについて合理的に疑いが存しないかどうか自問しなければなりません。」
- (50) State v. Cohen, 78 N.W. 857 (1899).
- (51) もともと、十分に評議を尽くした」と自体が「合理的な疑いを超えた証明」になるわけではない。「合理的な疑いを超えて確信した」というのは、証拠を全てみて、相互比較して、検討して、注意深くその重さをはかったといふ」などのです」と

いう説示を、陪審員が徹底的に証拠を検証したり」と合理的な疑いを結びつけねむのであり、州が立証責任を果たしたか
と云ふことと結びつけていないとして棄棄した事例がある。See, State v. Black, 604 N.E.2d 171, 173 (Ohio, 1991).

